保育所等利用申請のご案内

- 保育施設の種類
- 利用申請の流れ
- 利用調整　　など

川崎市中原区役所
児童家庭課

イラスト：中原区子育てイメージキャラクター「ミミ＆ケロ」

はじめに

今回の説明は、保育所等利用申請の中で、

〇保育施設の種類

〇利用申請の流れ

〇利用調整

などについて、解説します。

申請にあたっては、必ず**「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」**をご覧いただき、制度を理解の上、ご申請ください。

保育施設の種類

～お住まいの区の区役所に申請する保育所等～

名　称	特　徴
認可保育所	・保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。 ・園により受入年齢が異なります。
認定こども園	・幼稚園の機能と保育所の機能を持つ施設です。 ・園により受入年齢が異なります。
小規模保育	・定員６～１９人の少人数保育です。 ・０～２歳児までを受け入れています。
家庭的保育	・定員５人以下の少人数保育です。 ・０～２歳児までを受け入れています。

保育施設の種類

～各施設に直接申し込む認可外保育施設～

名　称	特　徴
川崎認定保育園	・市が定めた一定の要件を満たし、市が独自に認定した施設 ・年齢や住民税の金額に応じて、月額5,000～20,000円の保育料補助制度を実施（要件あり）
企業主導型保育事業	・国の事業で提携企業の従業員や地域の方向けの枠を設けて運営する施設 ・就学前まで通える施設もあります。
地域保育園	・市に開設の届出をし、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設

保育施設の種類

～認可保育所と認可外保育施設の主な違い～

認可保育所

- お住まいの区の区役所に申請する保育所等です。
- 福祉施設のため、先着順や面接でなく、「保育の必要性」が高い順に入所が決まります。
- 保育料は、市民税額に応じた市が定めた保育料となります。

認可外保育施設

- 申込みは、保護者が園に直接行い、利用契約することとなります。
- 入園者の決定方法や保育料は各園が独自に定めています。

◆ **申込受付方法等をまとめた資料を中原区ホームページに掲載しています。**

クラス年齢

- お子さんの生年月日（４月１日時点での満年齢）に応じて、クラス分けがされます。（学校の学年の考え方と同じ）
- 年度途中の入所の場合であっても同様です。

（例：５月に満１歳になる場合）

６月以降の入所でも、４月１日時点では０歳なので、当該年度中は０歳児クラスになります。

次の年の３月までは、０歳児クラスのある保育所等にのみ申請可能となります。

- ０歳児クラスの場合、保育所等によって受入月齢が異なります。入所予定月に受入月齢に達していない場合は、その保育所等には申請できません。

通いたい園を探そう①

① それぞれの保育園について、調べてみましょう。

- 園ごとに所在地や保育方針、保育時間等をＡ４サイズ一枚にまめた「情報提供シート」を作成しています。
  「情報提供シート」は中原区ホームページからダウンロードすることができます。
- 受入年齢や保育時間などは保育園によって異なります。
- 区役所で発行している「子育て施設マップ」等を参考にして、自宅から保育園までの経路や距離なども十分にご検討ください。

通いたい園を探そう②

② 保育園の見学をしましょう。

- 申請前に、可能な限り保育園の見学をしましょう。
  見学については直接保育園にお問合せください。
- 無理なく通えるか、園の保育方針や雰囲気がお子さんに合っているか等を確認しましょう。
- 持ち物、食事代以外の実費徴収の有無、延長保育の利用条件等もチェックしましょう。月齢等によっては、入所と同時に延長保育をご利用いただけない場合がありますので、直接確認しましょう。

通いたい園を探そう③

③ 通いたい園を選びましょう。

- 川崎市内の保育所等であれば、お住まいの区以外の保育所等も希望することができます。
- 希望する保育所等は、通園可能な範囲で、最大２０施設まで希望することができます。
- 第１希望に書いた保育所等が入りやすくなるということはありませんので、**卒園まで問題なく通える保育所等だけを、希望する順に記入してください**。
- 受入予定数が０人の保育所等も希望することができます。
- 受入可能数と利用調整結果は、川崎市のホームページに掲載しています。

保育の必要性の認定

- 保育所等の利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
【教育・保育給付認定決定通知書の交付(※) 】
※教育・保育給付認定決定通知書は、保育所等への入所を保証するものではありません。

- 保育の必要性の認定を受けるためには、保護者全員が保育を必要とする事由に該当する必要があります。

【主な事由】

就　労
(月64時間以上)

妊 娠・
出 産

求職活動・
起業準備

親族等の
介護･看護

卒業後就労を
目的とした
通　学

保護者の
病気･負傷
又は心身障害

など

利用申請の流れ

～主な流れ【４月入所の場合】～

１０月上旬～	・新年度の利用案内配布 ・申請前相談
１０月上旬～１１月中旬	・入所申請の受付（一次申請）
１２月～１月	・教育・保育給付認定決定通知書の発行・郵送 ・利用調整
１月下旬～２月上旬	・一次利用調整結果通知（内定・保留） ・二次申請の受付締切
２月～３月	・〔内定者のみ〕保育所等での面談、入園前健康診断
３月下旬	・〔入所者のみ〕利用者負担額等決定通知

利用調整とは

- 保育所等においては、クラス年齢ごとに定員が決まっています。
- 受入れ可能な人数を超えた入所申請があった場合には、利用調整（選考）を行います。
- 利用調整では、各世帯の保育の必要性の度合をランク付け（点数化）して、その順位の高いお子さんから入所内定とします。
- **ランク付けする項目は利用調整基準で決められており、それ以外の要素は一切加味することはできません。**
- 在園児が進級する場合には利用調整は行われません。保育の必要性が継続しているならば引き続き在園できます。

利用調整のプロセス

保育を必要とする度合の点数化は以下のような手順で行います。

ランク

- ✓ 利用調整基準に基づき世帯のランク付けを行い、**よりランクの高い世帯のお子さんから内定**とします。

調整指数

- ✓ **同ランクで競合した場合**、世帯ごとに算定した指数のより高い世帯のお子さんから内定とします。

調整項目

- ✓ **同ランクと同指数で競合した場合**、世帯ごとに算定した項目点のより高い世帯のお子さんから内定とします。

利用調整のランク等①

ランク

ランク付けは、世帯ごとに各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとします。

保護者の状況	細　目	ランク	
居宅外労働（自営を除く）	月実働１４０時間以上就労	A	←父(月140時間)
	月実働１２０時間以上１４０時間未満就労	B	←母(月130時間)
	月実働１００時間以上１２０時間未満就労	C	
	月実働80時間以上１００時間未満就労	D	
	月実働64時間以上80時間未満就労	E	
	就労先確定	F	
求職活動等	求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H	

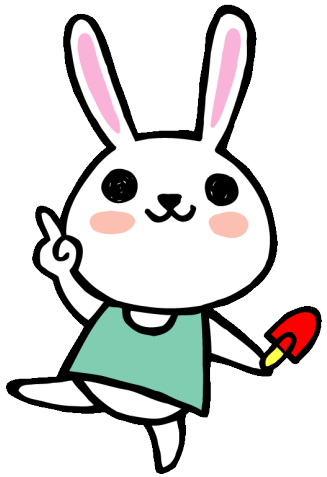

⇒世帯のランク　「B」

利用調整のランク等②

調整指数

項　目	細　目	指　数	
世帯状況	既にきょうだいが在園している場合又はきょうだい同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯 ※その他の項目とは重複適用しないものとする。	7	
就労実績	利用希望日時点で１年以上の就労実績がある場合	2	←父・母
	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1	
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者がなく、認可外保育施設等に預けている場合、又は、転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設もしくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2	
同居の親族等の状況	同居の親族その他の者が６５歳未満の場合	−3	
	同居の親族その他の者が６５歳以上の場合	−1	
産休明け又は育休明け	産休明け、育休明け予定者（４月１日入所については、１次選考の申込期限意向から４月中（又は5月1日）の復帰者を含む。）	2	←母

⇒調整指数　2+2+2＝「６」

※赤丸は点数の算出例です。

利用調整のランク等③

調整項目

項　目	項目点
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望時点でも同様の状況が見込まれる世帯（申請児童の育児休業期間は除く）	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望時点でその期間が１年以上になる世帯（申請児童の育児休業期間は除く）	１～５
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が<u>１歳以上</u>になる世帯	1
就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯	1

← 神奈川県内の最低賃金を上回る収入実績がある場合

⇒ランク等　　0歳の場合　<u>「B-6-1」</u>

1歳の場合　<u>「B-6-2」</u>

※赤丸は点数の算出例です。

利用調整のランク等④

- どんなに調整指数が高くても、よりランクの高い世帯の方が優先されます。（例：［Ａ３］＞［Ｂ６］）
- ランク・調整指数・調整項目点が同じになった場合、

①「養育している子どもが３人以上の世帯」

②「所得状況のより低い世帯」

の順に内定となります。

内定について

- 保育所・クラス年齢ごとに、希望順位に関係なく当該保育所を希望する方を対象に利用調整が行われます。

  ※ 第１希望の方が優先されることはありません。

- 複数の保育所で入所が可能となった場合、最上位の希望保育所で内定になります。

- なお、保育所の**内定を辞退した場合は、申請自体が取下げとなります**のでご注意ください。

※ **再度、他の保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要**となり、翌月からの利用調整の対象となります。

※ **4月1日入所の一次利用調整で内定を辞退された方は、二次利用調整での選考はされません。**

保育料について①

- 認可保育所等の０～２歳児の保育料は、世帯の市民税所得割の合計額に基づき算定されます。

- ３～５歳児クラスは無償化の対象となります。
  ※ 給食費や実費負担分の経費は支払いが必要です。

- ９月に保育料の見直しがあります（4～８月は前年度、9～3月は当該年度の市民税所得割の合計額により算定されます）。

- 令和６年４月から認可保育所等の保育料のきょうだい減免について、保護者と生計が同一のお子さんが２人以上いる場合、**きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第２子を半額、第３子以降が無料**となりました。

保育料について②

【世帯の市民税所得割の合計額について】

保護者と配偶者の市民税所得割の合算額（川崎市を含む政令市の場合は、合計額に６／８を乗じた額）となります。
住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）や市町村等 に対する寄付金税額控除（ふるさと納税控除等）、配当控除の適用はありません。

＜保育料算定例＞

父：市民税所得割相当額：２４万円＋住宅ﾛｰﾝ控除1万円＋ふるさと納税控除1万円
＝２６万円

母：市民税所得割相当額：　１０万円

世帯の市民税所得割相当額：３６万円×６／８＝２７万円

⇒「川崎市保育料金額表」に基づく階層区分：Ｃ１８

基本保育料：５万９千円

ご覧いただき、ありがとうございました。

- 申請にあたっては、必ず利用案内をご覧いただき、制度を理解の上、ご申請ください。
- ご質問等につきましては、中原区役所児童家庭課で対応しているほか、中原区ホームページによくある質問回答集を掲載していますので、参考にご覧ください。